

(別紙1)

中学生学習支援事業 募集要項

狭山市教育委員会

I 中学生学習支援事業について

1 事業の目的

学校の学習指導を補完するとともに、家庭学習の励行を促すため、学校の授業以外で生徒が学習する機会を設け、学習活動を支援することにより、確かな学力の定着を図ることが目的です。

2 事業の実施

本事業は、狭山市教育委員会（以下「教育委員会」とします。）が、狭山市学校支援ボランティアセンターに委嘱して実施するものです。

3 事業の対象者

本事業の対象者は、狭山市立中学校に在籍する中学1・2・3年生です。

4 事業の内容

本事業の内容は、次のとおりです。

(1) 対象科目

原則として国語、数学及び英語

(2) 実施方法

①本事業は、中学校区を単位として実施します。

②本事業による学習支援は、自主学習を基本とし、校区ごとに配置された学習支援員が必要な支援を行います。

③夏季、冬季休業中に、外部講師による集中講義等を実施します。

(3) 実施日等

本事業の実施日等は、次のとおりとし、各中学校区で決めます。

①長期休業期間を除く、土曜日又は日曜日の、午前又は午後の2時間

②長期休業期間（集中講義）については、平日の2時間

(4) 実施場所

本事業は、中学校区ごとに中学校や公民館等を会場として実施します。

5 事業の愛称

本事業の愛称は、「さやまっ子・茶レンジスクール」です。

II 参加要領

1 参加申込み

本事業に参加を希望する生徒は、保護者と相談の上、所属する中学校を通して教育委員会へ参加申込書（別紙1）を提出してください。

なお、本事業は、自学自習の力をつけることが目的なので、継続的に参加しようとする強い意志を持った生徒が申し込むことを前提としています。

2 学 習

本事業では、参加者は以下の要領で学習を行います。

(1) 学習科目

原則として国語、数学及び英語のうち、自ら学習する科目を選び、該当の教室で自習します。

(2) 教材

教材は、学校で使用している教科書・ドリルなどのほか、市販の参考書・問題集などを各自で用意してください。

(3) 支援・助言

参加者は、必要に応じて学習支援員の支援・助言を求めることができます。

3 服装・往復の安全など

本事業は、学校教育を補完するものとして教育委員会が実施するものであり、基本的なルールは、各中学校の校則に準ずるものとします。

(1) 服装

原則、制服又はジャージで参加してください。

(2) 往復

- ① 徒歩または自転車で参加してください。
- ② 自転車の使用については、実施場所が学校の場合は、学校の決まりに従うこととします。
- ③ 学校以外で実施する場合の自転車使用は、各校区での取り決めに従ってください。
- ④ 本事業に参加するための往復の安全については、参加生徒及びその保護者が責任を持つこととします。交通事故・不審者等には十分気を付けてください。

(3) 出欠連絡等

- ① 欠席連絡の必要はありません。
- ② 本事業の運営者が家庭に連絡するのは、緊急の事故や急病の場合だけです。

(4) 保険について

- ① 本事業に参加する生徒は保険に加入します。
- ② 本保険の掛け金は、教育委員会が負担し、加入等の事務は教育委員会事務局担当者が行います。

(5) 持ち物についての注意

- ① 学習に必要なもの以外は持参しないでください。
- ② 本事業に参加中の持ち物は、参加者が責任をもって管理してください。

(6) 学習場所

- ① 本事業参加中は、学習場所、トイレ、出入口及びその往復に必要な経路以外の場所には立ち入らないでください。たとえ自分の学校の自分の教室であっても本事業参加中は立ち入ってはいけません。
- ② 実施場所の物品等には手を触れないでください。

(7) 参加・退室の確認

- ① 参加者は、学習開始前に必ず参加者名簿にチェックしてください。
- ② 参加者は、帰宅するときには必ず学習支援員にその旨を告げ、了解を得てから退室してください。

(8) 緊急時の対応

大きな地震などの大規模災害の場合は、各参加者は自ら判断し、生命身体を守る行動をしてください。

本事業は、狭山市教育委員会が狭山市学校支援ボランティアセンターに委託して実施するものであり、各中学校が関与するものではありません。

本事業に関する御質問、御意見等は、狭山市立教育センターまたは狭山市学校支援ボランティアセンター（事務局）までお寄せください。

狭山市立教育センター

TEL 04-2956-2299 Fax 04-2956-0499

狭山市学校支援ボランティアセンター（事務局）

TEL 04-2927-1395 (Fax 同)